

○枚方市防災会議条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、枚方市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 枚方市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の区域を管轄する法第2条第4号の指定地方行政機関の職員
 - (2) 市の区域において業務を行う法第2条第5号の指定公共機関又は同条第6号の指定地方公共機関の役員又は職員
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 市の区域を管轄する大阪府警察の警察官
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 市の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 前項の委員は、50人以内とする。

（委員の任期）

第4条 前条第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前条の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第6条 防災会議に、その所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

3 第4条の規定は、幹事について準用する。

（議事等）

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。